

新型インフルエンザが接触者の方へ

佐久保健所

この度あなたは、新型インフルエンザに感染した（可能性がある人を含む）患者さんと接触していたことがわかりました。そこで、あなたが感染しているかどうかを確認するため、あなたの健康状態をお聞かせいただきますので、ご協力をお願いします。

なお、新型インフルエンザは、潜伏期が最長で10日とされていますので、健康状態の確認は最後に接触した日から、10日間行います。その間、問題がなければ、感染していないことになります。

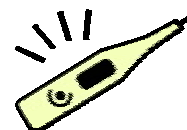
接触者の状況調査

あなたのお名前やご住所、健康状態、症状の有無、感染疑いの方との接触状況、同居されているご家族の状況などについてお聞きします。

毎日の体温測定と記録

発熱は、感染しているかどうかを判断する上で非常に重要な症状です。

患者さんと最後に接触した日から10日間、健康観察（毎日、朝・夕の体温測定、自覚症状のチェック）を行い、「体温記録用紙」に記録していただきます。また、毎日、保健所職員が体温・自覚症状の有無について確認の電話をさせていただきます。



症状が出現した場合の対応

症状（38度以上の発熱、急性呼吸器症状：咳やたん、喉の痛み、呼吸困難、全身の痛みなど）が現れた場合は、直ちに保健所に連絡して、保健所の指示に従ってください。自己判断で医療機関を受診することは避けてください。



自宅待機

新型インフルエンザは、症状が出る1日（24時間）前から他の人にうつす危険があります。そのため、他者との接触を避けるため、外出は控え、自宅で待機してください。やむを得ず外出する際は、必ずマスクを着用し、人ごみを避けてください。



抗インフルエンザ薬の予防内服（接触者予防投薬）

新型インフルエンザの発症を防ぐために抗インフルエンザ薬を内服していただくことがあります。内服期間は、患者さんとの最終接触日より10日目までです。

患者さんの検査結果

- * 患者さんが、新型インフルエンザでないと判断された段階で、あなたの健康観察は終了になります。
- * 患者さんが、新型インフルエンザかその可能性が高いと診断されると、法律に基づく接触者調査となりますので、引き続きの健康観察を行っていただきます。

ご心配なことや、ご不明な点がございましたら、
佐久保健所（0267-63-3164）
（携帯電話： ）まで、ご連絡下さい。

